

石綿含有分析調査業務委託仕様書

1 業務名称

京都コンサートホール地下機械室における石綿含有分析調査業務委託

2 調査対象施設概要

- (1) 施設名称 京都コンサートホール
- (2) 所在地 左京区下鴨半木町1番地の26
- (3) 施設用途 劇場
- (4) 施工年 平成7（1995）年

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年10月30日

4 業務の目的

「2 調査対象施設概要」に示す施設の工事を行うにあたり、工事範囲において使用されている建材に石綿が含有している可能性があるため、分析調査により含有の有無を明らかにすることを目的とする。

5 業務内容

(1) 試料採取

「7 試料採取の仕様及び位置」に示す採取箇所において、分析調査に用いる試料を採取する。なお、具体的な採取箇所については、作業の安全性等を考慮して選定し、本市監督員の承諾を得て決定すること。また、試料採取にあたっては、施設の運営に影響を及ぼさないよう、施設管理者と日程調整を行うこと。

(2) 採取試料に係る石綿含有分析調査

(1)で採取した試料について、「8 分析調査」に示す方法により分析を行い、石綿の含有の有無を明らかとするとともに、石綿を含有している場合、含有率を明らかとする。

6 調査計画書

試料の採取に着手する前に、以下の項目について書面にて調査計画書を提出すること。

- (1) 試料採取の方法、採取予定箇所
- (2) 試料採取の作業時の安全対策
- (3) 分析の方法、分析機関及び分析に係る技術者の資格の内容
- (4) 試料採取後の補修の有無及び補修を行う場合はその方法

7 試料採取の方法及び位置

(1) 試料採取箇所

試料採取箇所は下記のとおりとし、詳細な採取位置や試料の量等については、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」によること。

階	部屋名	部位	竣工年	含有と疑われる建材の内容	
				建材 レベル	内容
B2	空調機械室	温水管保温材	1995	2	保温材
B2	空調機械室	冷温水管保温材	1995	2	保温材
B2	空調機械室	給湯管保温材	1995	2	保温材
B2	空調機械室	空調ダクト	1995	2	保温材
B2	空調機械室	空調ダクト	1995	3	パッキン
B2	空調機械室	換気ダクト	1995	3	パッキン
B2	空調機械室	排煙ダクト	1995	3	パッキン
B2	EV ホール 1	排煙ダクト保温材	1995	2	保温材
B2	受水槽室	給水管保温材	1995	2	保温材
B2	受水槽室	排水管保温材	1995	2	保温材

※足場設置が必要な箇所は含まない

(2) 試料採取の方法

試料の採取は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」による。

なお、試料は石綿を含有している可能性があるため、飛散防止対策を行うとともに、防じんマスク等の個人用保護具を着用し、高所で作業を行う場合は、脚立、はしごなどを正しく使用し、必要に応じて、安全帯、保護帽を着用するなど、転落、墜落防止策を十分にとり、安全措置ができない箇所では無理な試料採取は行わないこと。

(3) 試料採取箇所の補修

試料採取を行った箇所は、固化材や接着剤の塗布を行うとともに、簡易な補修を行うこと。試料採取を行うことで漏水の危険が生じる箇所については、補修を行う前に、監督員に補修方法について説明し、承諾を受けること。

8 分析調査

「7 試料採取の仕様及び位置」で採取した全ての試料について定性分析を行い、石綿を含有していると判定された試料については、定量分析を実施すること。

分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号）に基づくこと。

9 資格要件

(1) 試料採取を行う者の資格要件

試料の採取を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
- b 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

(2) 分析調査を行う者の資格要件

分析調査を行う者の資格要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- a 「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等」（令和2年厚生労働省告示第277号）第1条第一号に規定する厚生労働大臣が定める所定の分析調査講習を修了し、修了考査に合格した者
- b 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- c 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- d 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- e 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- f 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

10 報告書

試料採取、分析を行った結果を以下の項目について書面にて報告を行うこと。

- (1) 石綿をその重量の0.1%を超えて含有しているか否か。
- (2) 検体採取及び分析を行う者の資格者証の写し。
- (3) 試料採取前、採取中及び採取後（補修）の状況が判る写真。

11 費用の負担

受注者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動、運搬、報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 試料を採取するための脚立、高所作業車等に係る費用
- (4) 試料採取箇所の補修に要する費用
- (5) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (6) 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償

12 準拠法令等

準拠する法令等は以下のとおりとする。なお、準拠する法令等は最新のものとし、本業務の委託期間中に、法令等が改正された場合は、改正後の基準等に準拠すること。

- (1) 大気汚染防止法及び同施行令
- (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則
- (3) 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）
- (4) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

13 その他

- (1) 受注者は、業務の履行状況を証する資料を、本市の検収が終了するまで保管するとともに、本市が要求した場合は提出すること。
- (2) 本市は、履行期間中に立ち入り検査を求めることができるものとする。この場合、受注者は本市の立ち入り検査を受け入れなければならない。
- (3) 本仕様書に定めがない事項については、関係法令によるほか、本市の指示によるものとする。